

会員規約

- 第1条 (名称)
このスタジオはホットヨガスタジオビテラ (VITERA) (以下「本施設」と称します。
- 第2条 (運営主体)
本施設は、株式会社 i B (以下「当社」) が運営管理の主体となります。
- 第3条 (目的)
本施設は会員が本施設を利用することによって、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。
- 第4条 (会員制度)
1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設に入会を希望される方は、本会員規約に同意したうえ、入会契約を当社と締結するものとします。
- 第5条 (会員証)
1. 会員は、本施設の入場に際して当社が交付した会員証を持参及び提示していただきます。
2. 会員証は第三者に貸与、譲渡できません。
3. 本会員証を紛失された場合は、再発行手数料として1,980円(税込)を支払うものとします。
- 第6条 (会員の種類及び権利)
1. 本施設の会員の種類及び権利は施設ごとに別に定めます。
2. 当社は必要に応じ入会金、会費、利用料等を社会・経済情勢の変動を勘案して改訂することができます。
3. マンスリー5会員は、利用回数を繰り越すことが可能です。(有効期限：1ヶ月)
- 第7条 (会員資格)
本施設の会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。
1. 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約その他の会則を守れる方。
2. 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない方。(妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません)
3. 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
4. 年齢満18歳以上の方。18歳未満(高校生以下)の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方。
5. 年齢満75歳未満の方。75歳以上の場合、入会に際し家族の方の同意を得た方。
6. 暴力団関係者でない方。
7. 他、各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方。
- 第8条 (入会手続)
1. 本施設の会員となることを希望される方は、申し込み手続を行い、当社が定める入会金を納入していただきます。
2. ご入会の際は2ヶ月分の月会費を前納、3ヶ月目より口座振替にてお支払いいただきます。事務手続き上の理由により、入会より3ヶ月継続が必須となります。
3. 未成年者及び75歳以上の方が本施設に入会するときには、同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。
4. ご入会時に適用したキャンペーン期間中に休会などの申し出があった場合でも、キャンペーン価格及び期間の延長はいたしません。
5. キャンペーン価格にてご入会の会員は、入会月の翌月より5ヶ月継続が必須となります。また、5ヶ月以内で退会の場合は別途定めたキャンペーン解約金をお支払い頂きます。
- 第9条 (入会金、諸費用)
1. 入会金は当社が別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還しないものとします。
2. 会員は本施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。
- 第10条 (変更届)
1. 会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。
- 第11条 (契約内容の変更)
契約変更の際は変更希望月の前月10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)店舗にて指定の書面による手続きを行うことにより変更することができます。
但し、ご入会時に適用したキャンペーンの種類によっては変更が出来ない期間があります。
- 第12条 (退会)
1. 本人が希望する退会月の前月の10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しておかなければならず、未払いの会費等がある場合はそれを完納しなければなりません。
※店舗にご来店の上、手続きが必要となります。郵送手続きの場合郵送料1,100円頂戴します。
2. 会員は退会月の末日をもって退会するものとします。
3. 会員の方の退会月の会費は、退会が月の途中でであってもこれを全額支払わなければなりません。また、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
4. 会費を1ヶ月未納した場合スタジオを利用することができません。その場合お支払い完了と同時に会員証の使用は可能となります。
5. 会費を4カ月分滞納又は滞納期間が4ヶ月間を経過し、且つ、会員継続、支払いの意志が確認できない場合は強制的に退会となります。いかなる場合でも、未払いの会費を全額支払わなければなりません。
また、利用希望がある場合は、未払い分を完納しない限り今後の受講は不可となります。
- 第13条 (休会)
1. 会員の方が休会を希望する場合、本人が希望する休会月の前月の10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しなければなりません。
※店舗にご来店の上、手続きが必要となります。郵送手続きの場合郵送料1,100円頂戴します。
2. 休会期間は1回の届出書につき最大5ヶ月とし、休会期間経過後の口座振替の再開は自動的に行います。連続で休会する場合も休会届出書の書面提出が必要です。(休会再開月の前月10日までに)
- 第14条 (会費の返金)
病氣、怪我などの身体的理由、または当社が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、利用料は原則返還いたしません。
- 第15条 (契約解除)
入会日から起算して7日を経過するまでの間は、受講者はやむを得ない理由の場合に限り、契約の解除を行うことができます。契約の解除を本施設が認めた場合は、入会時に受領した代金を速やかに全額返し致します。但し、レッスンを受講済みの場合は該当するレッスン料を差し引いた金額をお返し致します。
- 第16条 (施設利用)
当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。
予約時間、予約方法は別途定めます。
- 第17条 (予約・予約取り消し)
レッスンの予約は、最大5レッスンまでとします。
毎月20日に翌月スケジュールを発表し、翌月の予約が可能となります。
予約の取り消しをする場合は、予約レッスンの開始時刻60分前までの連絡が必要となります。
- 第18条 (資格譲渡)
会員は本施設の会員資格を第三者に譲渡、貸与、質権その他の担保設定をすることはできないものとします。
- 第19条 (会員資格の喪失)
会員が次の号いずれかに該当した場合には、その資格を失います。
1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 第7条に定める会員資格が欠けたとき
4. 第20条により除名されたとき
5. 当社が本施設を閉鎖したとき
なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときとなります。
- 第20条 (除名)
会員が次の号いずれかに該当した場合、当社は除名できます。
1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
2. 本規約、規則、その他当社の定めた事項に反する行為があったとき
3. 本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
4. 本施設の設備などを故意に損壊したとき
5. その他会員の品位を損なうと認められた行為があったとき
6. 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
7. 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社・従業員を著しく困惑せしめたとき
8. 第23条禁止行為に違反したとき
上記の理由により除名された、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。
- 第21条 (運営管理)
本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。
1. 本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
2. 会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
3. 当社は施設の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。

第22条 (諸規則の遵守義務)
会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

- 第23条 (禁止行為)
1. 許可なく館内を撮影、または録音すること
2. 許可なく本施設においての物品の売買・パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
3. 営利・非営利を問わず勧誘行為 (団体加入の勧誘を含む) をすること
4. 他人を誹謗・中傷すること
5. 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
6. ペット・動物を持ち込むこと
7. 館内での喫煙
8. 当社及び従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
9. 他人の施設利用を妨げる行為
10. その他、本条各号に準じる行為

第24条 (休業日)
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。
1. 毎月施設ごとに定める定休日
2. ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の休業日
3. 施設の補修、保守、点検又は改修をする場合
4. 当社の主催するイベントなどにより当社が必要とする場合

第25条 (営業時間)
各施設の定める営業時間とします。

第26条 (当社の免責)
会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について当所に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第27条 (会員の責任)
会員が本施設利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。

第28条 (諸料金等の変更)
当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。その場合当社より会員に対して告知するものとします。

第29条 (閉鎖又は利用制限)
1. 次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。
1. 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
2. 天災、地震その他不可抗力の事象が発生したとき
3. 著しい社会情勢の変化があるとき
4. 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修があるとき
5. 当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき
2. 第1項の場合において、施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

第30条 (個人情報保護)
1. 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、厳重に管理します。
2. スタジオ運営業務として各種ご案内に情報を利用することがあります。
3. 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

第31条 (会則の改訂)
1. 当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。
2. 改訂された規則は、当社より告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

施設利用規約

第1条 (適用)
本利用規約は株式会社 i B (以下「当社」) が管理運営するホットヨガスタジオ(VITERA)(以下「本施設」)の施設利用者(本施設の業務に従事する者を除いた、施設内に入館したすべての方をいいます)に対して適用されます。

- 第2条 (利用資格)
1. 本施設の会員、または会員規約等の諸規則に基づいて利用が認められた方。
2. 施設利用に支障がない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。
- 第3条 (利用の方法)
1. 施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するとき、本施設所定の手続きを行わなければならないとします。
2. 施設利用者は、施設の利用にあたり本施設の諸規約及び本施設に提示してある利用方法を遵守しなければならないとします。
3. 施設利用者は、本施設の利用にあたり、本施設の指導員または従業員の指示があった場合はそれに従わなければならないとします。

第4条 (利用可能日)
本施設の利用可能な日時は、本施設が別途定める営業日・営業時間とします。

第5条 (利用の禁止)
第2条に関わらず、次のいずれかに該当する方は、本施設を利用できません。
1. 本施設の諸規約に違反し、または違反するおそれのある方。
2. 本施設の名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方。
3. 本施設の秩序を乱し、または乱すおそれのある方。
4. 伝染病その他第三者に感染するおそれのある疾患のある方。
5. 暴力団関係者または反社会的な組織の関係者の方。
6. 医師等により運動を禁止されている方、または妊娠中の方。
7. 意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
8. 飲酒・薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方。
9. その他、本施設が施設利用を適当ではないと認める方。

第6条 (禁止行為)
1. 第三者や施設スタッフ、当社を誹謗、中傷すること。
2. 第三者や施設スタッフへの暴力行為。
3. 第三者や施設スタッフへの危険な行為。
4. 第三者や施設スタッフへのストーカ行為。
5. 第三者や施設スタッフへの威嚇行為や迷惑行為。
6. 本施設の器具・備品の損壊、落書きや造作、備品の持ち出しをすること。
7. 痴漢・のぞき・露出・唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
8. 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や指定場所以外での携帯電話の使用。
9. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
10. 刃物など危険物の館内への持ち込み。

第7条 (施設からの退去)
1. 本利用規約に違反し、または違反するおそれのある場合。
2. 本施設内における秩序を乱し、または乱すおそれのある場合。
3. その他本施設が必要と認めた場合。

第8条 (私物の管理)
1. 施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
2. 施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。

第9条 (駐車場)
1. 当社及び本施設は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、その設置する駐車場内における車両及び積載物等に関する滅失又は損壊等の損害 (第三者による場合を含む) について、一切賠償の責めを負わないものとします。また、駐車場利用者は駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任を持って解決しなければなりません。
2. 提携駐車場については、その駐車場の運営する会社との契約となりますので、別途定める契約や規約等の内容に従って下さい。当社及び本施設は提携先駐車場で発生した事故やトラブル等に関して一切責任を負いません。

2016年4月1日	制定、施行
2017年12月1日	改訂、施行
2018年10月18日	改訂、施行
2020年4月1日	改訂、施行
2021年11月20日	改訂、施行
2023年8月1日	改訂、施行